

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	名古屋熱供給株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
工場等の名称	名古屋熱供給株式会社 エネルギーセンター
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	賃貸ビル等（賃貸している建築物）
事業の概要	熱（冷水、蒸気、温水）供給
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月25日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所） 名古屋熱供給株式会社 技術部 技術一課
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	（052）541－2011		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、地域及び地球規模での環境保全の重要性を深く認識し、J Rセントラルタワーズ、名古屋ビルディング、J Pタワー名古屋、J Rゲートタワー等に対し、『地域熱供給』によるクリーンなエネルギー（冷水、蒸気、温水）の供給を柱とし、事業活動のあらゆる分野を通じて、環境調和型社会の実現に貢献します。

1. 事業活動を通じた環境保全の貢献
個々の建物で熱源設備を設置する『個別熱源方式』に比べて省エネルギー性・環境保全性に優れている『地域熱供給』事業を通じて、温室効果ガスの排出の少ないクリーンなエネルギーの供給により、温室効果ガスの排出を抑制し、需要家における環境保全に貢献します。
2. 省資源・省エネルギーな事業活動の推進
高効率な運転を追求し、省エネルギー活動を推進します。
3. 従業員への環境教育の実施
従業員に対する省エネルギー教育を実施し、省エネルギーに対する意識を高め、日頃から環境保全に取り組みます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

【環境委員会】

委員長：代表取締役

副委員長：総務部長

副委員長：技術部長

委員：全従業員

【省エネルギー運転推進検討会】

議長：技術部長

事務局：技術課長

推進員：技術部員、エネルギーセンター運転員（委託会社）

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		29, 429	t-CO ₂
① （温 室 除 酸 効 果 炭 ガ ス 換 算 排 出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	29, 429	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（１）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量	0. 05372	t- CO ₂ / GJ	0. 05345	t- CO ₂ / GJ	0. 5	%

（２）目標設定の考え方

4プラントで熱融通を行い、効率の高い熱源機を優先稼働することにより、今後も継続的に運転効率の向上を図る。
--

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

[illegible][illegible]

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・プラント運転員に対し、省エネ教育を実施し、省エネ意識を高める。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・定時退社に努める